

所議第 691 号

平成25年3月27日

所沢市議会議長

浜野好明様

総務常任委員会

委員長 杉田 忠彦



「議会報告会（平成24年11月開催）に寄せられた意見・要望」について（報告）

標記のことについて、当委員会にて協議いたしました結果を別紙のとおり報告いたします。

議会報告会（平成24年11月開催）に寄せられた意見・要望（総務常任委員会所管分）

東京電力福島第一原子力発電所事故による、所沢市から東京電力への損害賠償請求に関する調査結果について

○損害賠償請求への所沢市の対応

平成24年12月28日に食品衛生法に基づく検査費用（保健所のある市のみ）及び学校給食等の検査費用の説明として東京電力志本支社、福島原子力補償相談室埼玉県補償相談センターから説明のため来庁。

危機管理課が仲介となり、東京電力から対象となる保育課、保健給食課に対し、請求できる範囲、請求の仕方等の説明があった。

目的は、学校給食や保育園の給食において、食材の検査に関わる機器の購入等や計測委託料など、安全な食材を使用するの給食作りをしていることの証明のためにかかった費用の請求を行うため。

平成25年1月28日、これまでの賠償請求の内容説明を目的に東京電力が危機管理課あて来庁、賠償請求の対象となるのは、食品衛生法に基づく検査費用及び学校給食等の検査費であり、その対象は、放射線量測定に係る機器の購入・リース・レンタル費と検査委託に関わるものと検査物品とのこと。

※食品衛生法に基づくものは保健所を設置している市のみであるため当市は対象外。

※東電が各市町村に直接請求をお願いしたのは食品衛生法に基づくものが初めてとのこと

なお、

- ①計画停電に伴う経費は対象外
- ②被害者支援等のために加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も賠償の対象となるとのこと。
- ③除染については特別措置法ができて、学校の校庭の土を除去したものの費用は、まだ、どこにも支払いは行っていない。
- ④人件費や空間線量測定器などの賠償は方針が現状では決まっておらず、平成25年3月31日までに答えを出すとのこと。

平成25年2月18日に埼玉県庁で東京電力の賠償説明会があり、危機管理課が出席する。説明内容は今まで認められていなかった放射線量検査に関わる時間外

対応に限定した人件費の請求であったため、現在請求対象となっている関係各課に情報提供をする。なお、それ以外での人件費の請求については、県で各市町村の意見を集約したものを東京電力に申し入れ、東京電力の判断決定後になる見込み。

○東京電力の損害賠償の、基準、請求範囲についての基本的な考え方

地方公共団体が負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲になると考えているとのこと。

その考え方に基づき所沢市で該当するものは、上水道検査費用、下水道検査費用のうち放射線量検査に係る検査機器購入費、またはリース料及び検査委託料、焼却灰の放射線測定費用及び汚染された焼却灰の保管・処分に係る追加費用、給食に使用される食品検査費用及び検査食品費用並びに放射線量検査に関わる時間外対応に限定した人件費が対象となっている。

○損害賠償として請求できる損害金額の発生した時期として見なされる時期

平成23年3月11日から平成24年3月31日までとなっており、また、会計上、平成23年度中に支出負担行為、支出命令を完了していれば、支払いの対象となること。

○所沢市で負担したにも関わらず損害賠償の対象外になってしまったもの

プールの水質検査費用、除染費用、人件費の一部など、計画停電に係る費用も対象外となっている。

○現在までの請求内容

・上水道検査費用	73万8,630円
・下水道検査費用	28万8,750円
・焼却灰の放射線測定費用及び汚染された焼却灰の保管・処分費用	5,523万1,404円
・給食に使用される食品検査費用及び検査食品費用	
学校給食分	53万2,785円
保育園給食分	48万5,507円
合計	5,827万2,421円を請求している。

○既に入金されているもの

上水道と下水道の検査費用を合わせた102万7,380円が、東京電力との合意のもと、既に入金をされている。

○平成24年度末までに請求予定のもの

放射線量測定検査に関わる時間外に限定した人件費

○賠償金の入金先

項目別に賠償請求が行われているので、項目別の雑収入となり、事業会計は雑収益となる。

○請求から支払いまでのプロセス

請求対象の担当課から東京電力に請求書を提出、東京電力埼玉補償センターが請求内容を確認し、請求内容の中で該当しない費用などがあれば訂正をし、支払明細書を東京電力が作成する。その後、市と合意書を取り交わし、賠償金が支払われる。

○平成23年度分の放射線対策にかけた経費の総額

平成24年6月に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求に係る放射線対策経費の調査を各課等に依頼し、把握した平成23年度の経費の合計額は、交付金で補填された分を除き6,503万6,112円となっている。

所沢市が対策費用としてかかった金額と請求する額との差は、請求金額の合計が5,827万2,421円なので、その差は676万3,691円となる。

○平成24年度以降にかかった費用の扱いと、現在対象となっていない費用についての今後の見通し

東京電力埼玉補償センターに確認したところ、平成24年度以降にかかった費用の扱いは、今のところ未定とのこと。

なお、食品検査費用は、平成24年度以降は生産地での出荷前の検査でより厳しい基準によって安全が担保されているため、さらに検査をする意味はないということから、賠償項目から除外するとのこと。

また、放射線量検査に関わる時間外以外の人件費は、埼玉県で各市町村の意見を集約いたしたものを東京電力に申し入れており、現在、東京電力の判断を待っている状況とのこと。除染費用にいても、同様に判断を待っている状況とのこと。

○所沢市からの市民への公表について

まとまった段階で広報「ところざわ」や市ホームページにより公表する考えであるとのこと。